

# 第12 警 察

群馬県警察の活動の根幹となる指針として、「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」を掲げ、次の5つの施策を重点目標とし、組織を挙げて積極的な警察活動を推進した。

## 1 県民生活の安全を確保するための取組の推進

- 人身の安全を確保するための取組の推進
- 特殊詐欺を始めとする犯罪の抑止対策の推進
- 総合的なサイバー犯罪対策の推進
- 少年非行防止・保護総合対策の推進
- 良好な生活環境を守るための諸対策及び県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

## 2 迅速・的確な初動警察活動の推進

- 初動警察活動に対応する基盤の強化
- 通信指令体制の一層の強化
- 警察機動力を発揮した初動対応の徹底

## 3 県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙

- 重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙
- 組織犯罪対策の推進

## 4 交通事故防止対策の推進

- 交通事故発生実態の分析・検証
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 目立つ街頭啓発活動等の展開
- 交通事故抑止に実効性のある交通指導取締りの推進
- 安全・快適な交通環境の整備

## 5 テロ、大規模災害等の危機管理対策の推進

- テロ等に対する未然防止対策の推進
- 大規模災害に備えた諸対策の推進

# 1 警察管理費

## (1) 公安委員会の活動 決算額 6,766千円

概ね週1回の定例会議のほか、年に数回開催される関東管区内及び全国公安委員会連絡会議への出席、県や警察等各種行事への出席、視察等の活動を積極的に行った。

区 分	活 動 回 数
公安委員会定例会議	38回
定例会議以外の活動	71

## (2) 新しい技術を活用した業務の効率化 決算額 689,591千円

GP-WANシステムの通信機器について、用途別に分かれていた通信機器を統合して再構築を行い、効率化及びスリム化を図った。

## (3) 社会参加費の活用 決算額 8,469千円

職員が地域社会活動等に積極的に参加し、直接、県民の声を聴いて、これを警察活動に反映させるとともに、県民に警察活動に対する理解や協力を求めた。

所 属 数	金 額
警察本部20所属 警察署15署	8,469千円

## (4) 運転免許試験の実施 決算額 14,115千円

安全で円滑な道路交通を確保するため、適正かつ厳正な運転免許試験（学科試験、技能試験及び適性試験）を実施した。

区 分	受験者数	合格者数	合格率
運 転 免 許 試 験	40,037人	31,270人	78.1%

## (5) 運転免許講習の実施 決算額 613,923千円

### ① 運転免許各講習の実施

運転免許取得時及び取得後の運転者に対する交通安全教育の充実を図るため、運転者本人に対する講習に加え、直接、運転者教育を行う立場にある指定自動車教習所副管理者、検定員、指導員及び安全運転管理者に対する講習を実施した。

区 分	受講者数	事 業 費
取得時講習	220人	578,524千円
更新時講習	262,346	
高齢者講習（認知機能検査を含む）	122,739	
指定自動車教習所副管理者・検定員・指導員講習	653	
原動機付自転車講習	678	
安全運転管理者講習	7,412	

### ② 取消処分者講習の実施

取消処分者講習は、運転免許の拒否、取消し等の処分を受けた者が再度運転免許を取得する際に、受講が義務付けられているものである。

本講習では、受講者を小グループに分け、2日間にわたり運転適性検査や実車指導等の個別指導を主体に行い、交通違反を繰り返した運転者や交通事故を起こした運転者に対する交通安全意識の高揚と事故防止を図った。

区 分	受講者数
取消処分者講習	383人

③ 停止処分者講習

停止処分者講習は、違反行為等を行った運転者の危険性を矯正するための改善教育として行うものである。

本講習では、運転免許の効力の停止期間に応じて短期、中期及び長期に区分し、及び、効果を高めるために、飲酒、速度、事故、一般等に区分した特別学級を編成して実施し、実車指導や運転シミュレーターによる運転適性検査の結果に基づく実践的な指導を行った。

区 分	受講者数	事業費	備 考
停止処分者講習	2,646人	19,360千円	短期 2,047人
			中期 354
			長期 245

④ 違反者講習

違反者講習は、危険性が相対的に低く、教育による改善が期待できる者を対象に、行政処分を科することなく、自らの危険な運転行動を認識して、危険性を改善するものである。

本講習では、受講者が社会参加活動コースか実車指導コースを選択して実施し、特に、社会参加活動コースは、受講者の良心に訴え、交通ルールを始め社会のルールを守ることの大切さの自覚を促した。

区 分	受講者数	事業費	備 考
違反者講習	1,020人	5,738千円	社会参加活動コース 617人
			実車指導コース 403

⑤ 交通違反者に対する行政処分の執行

危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、悪質・重大な交通事故や交通違反の運転者に対する運転免許の取消しや停止等の行政処分を迅速・的確に執行した。

区 分	処分者数	事業費
違反者行政処分	3,768人	10,301千円

(6) 警察装備品の整備

決算額 546,753千円

① 警察車両等の整備

事件・事故・災害発生時の迅速な対応及び犯罪抑止活動等に欠くことのできない物的基盤である警察車両（中型輸送車、捜査用車（軽四）、警ら用二輪車）について更新整備した。

また、警察自動車整備工場において迅速な点検整備・修理を行い、警察車両の効率的な運用を図った。

② 受傷事故防止に重点指向した装備資機材の整備

銃器使用事案に迅速・的確に対応するとともに、職務執行の安全を確保するため、防弾チョッキ等の銃器対策用装備を重点整備した。

区 分	事業費	備 考
警察車両の更新整備	15,668千円	中型輸送車1台、捜査用車(軽四)7台、 警ら用二輪車8台
警察車両の維持整備	374,670	消耗品、燃料、修繕料等
装備資機材の整備	43,331	受傷事故防止(銃器対策用)装備品等
ヘリコプターの維持整備	113,084	消耗品、燃料、修繕料等
計	546,753	

(7) テロ・被災対策整備

決算額 18,236千円

- ① 東日本大震災への対応から得られた教訓に基づき、ライフラインが途絶した被災現場であっても、一定期間、部隊活動が展開できるよう備蓄食糧を整備した。
- ② 県内で新型インフルエンザが発生した場合において、医療施設等の警戒、交通規制等の警察活動を的確に行うため、新型インフルエンザ感染症対策防護衣を整備した。

区 分	事業費	備 考
テロ・被災対策	16,065千円	総合指揮室更新整備
新型インフルエンザ対策	2,171	感染症対策防護衣
計	18,236	

(8) 警察施設の整備

決算額 1,064,198千円

警察で管理する施設(警察署、交番・駐在所等)は、警察活動における最重要拠点であることから、管理する施設の新築、改築及び修繕等を実施した。

① 高崎北警察署(仮称)新築整備

高崎警察署は、市町村合併による管轄区域拡大により、業務負担の増大と施設の狭隘等の問題を抱えていることから、同署の管轄区域を分割し、業務負担軽減や県民の利便性を考慮し、より効率的な警察業務の運営を実施することとした。

区 分	事業費	備 考
警察署新築整備	135,638千円	基本・実施設計業務委託 用地造成工事

② 渋川警察署吹屋交番(仮称)・前橋警察署駅前交番新築整備

交番新築整備については、経年による劣化や狭隘化等の要因に加え、治安情勢の変化等を勘案した効果的かつ計画的な整備を行っている。

各施設整備においては、県民の利便性、機能性の向上に配慮し、事務所内のバリアフリー化による、高齢者や車いす利用者に優しい施設など、地域における治安維持活動の拠点としてふさわしい交番整備に努めている。

区 分	事業費	備 考
交 番 新 築 整 備	2,268千円	渋川警察署吹屋交番(仮称)新築工 事設計業務委託
	25,784	前橋警察署駅前交番新築工事

## 2 警察活動費

### (1) 110番通信指令システムの運用

決算額 315,301千円

110番通信指令システムにより、事件事故等の発生直後における迅速・的確な警察活動を推進するとともに、同システムを活用し、パトカーや警察官を現場等に急行させ、県民生活の安全と治安の維持を図った。

### (2) 地域に密着した交番・駐在所の活動

決算額 13,729千円

交番・駐在所の活動においては、所管区内における犯罪の多発時間帯や多発地域の把握に努め、積極的な職務質問や声掛けによる各種犯罪の抑止と検挙、交通指導取締り等の街頭活動を強化し、住民に安全安心感を与える活動を推進するとともに、地域住民らで構成する自主パトロール隊に対する情報提供等に配慮した活動を行った。

また、交番・駐在所に勤務する地域警察官が受持区域内の家庭や事業所等を訪問し、地域住民からの意見・要望・相談等を把握するとともに、犯罪被害防止等のため、ミニ広報紙、訪問カード、パトロールカード等を活用した積極的な情報発信活動をし、県民との良好な関係の確保に努めた。

なお、県下の65交番・1分庁舎に交番相談員77人を配置し、地理案内を始め、拾得届・遺失届の受理、被害届の代書又は預かり、各種相談等に対する指導・助言等を行うとともに、通学路等における「子どもの見守り活動」を実施した。

### (3) 広域・科学捜査（重要犯罪・重要窃盗犯検挙）

決算額 498,512千円

県民生活に大きな脅威を与える重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙に重点を置き、組織の総合力を発揮した初動捜査による客観証拠の収集を図るとともに、各種捜査情報の分析、DNA型鑑定、各種捜査支援システムの有効活用等科学技術を駆使して、犯罪捜査を強力に推進した。

区 分	実績 (( )内は対前年比)
犯罪認知・検挙状況 (令和元年中)	・刑法犯認知件数 11,699件 (△502件)
	・刑法犯検挙件数 5,987 (△123)
	うち重要犯罪 117 (△1)
	うち重要窃盗犯 1,072 (19)
	・刑法犯検挙人員 3,318人 (△177人)
	うち重要犯罪 109 (9)
	うち重要窃盗犯 131 (25)
	・刑法犯検挙率 51.2% (1.1P)
	うち重要犯罪 96.7 (△0.8)
	うち重要窃盗犯 66.2 (0.7)

※重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

#### ① 刑法犯認知・検挙状況

認知件数は、15年連続で減少した。

検挙率については、前年と比べ1.1ポイント増加し、検挙人員は、177件減少した。

・ 刑法犯認知・ 検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数(件)	22,211	20,981	20,330	18,820	17,782	16,275	14,006	13,105	12,201	11,699
検挙件数(件)	11,078	9,100	9,279	8,188	8,229	7,931	7,004	6,899	6,110	5,987
検挙人員(人)	5,717	5,331	4,745	4,249	4,627	4,644	4,063	3,758	3,495	3,318
検 挙 率 (%)	49.9	43.4	45.6	43.5	46.3	48.7	50.0	52.6	50.1	51.2

② 重要犯罪認知・ 検挙状況

重要犯罪の認知件数は、前年と同じであった。

検挙率は、前年と比べ0.8ポイント減少し、検挙人員は、前年と比べ9人増加した。

・ 重要犯罪認知・ 検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数(件)	187	144	181	159	144	118	113	117	121	121
検挙件数(件)	159	126	163	132	133	111	93	112	118	117
検挙人員(人)	136	117	112	91	111	100	91	95	100	109
検 挙 率 (%)	85.0	87.5	90.1	83.0	92.4	94.1	82.3	95.7	97.5	96.7

③ 重要窃盗犯認知・ 検挙状況

重要窃盗犯の認知件数は、前年と比べ11件増加した。

検挙率は、前年と比べ0.7ポイント増加、検挙人員は、前年と比べ25人増加した。

・ 重要窃盗犯認知・ 検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数(件)	3,966	3,738	3,017	2,490	2,119	2,025	1,689	1,855	1,608	1,619
検挙件数(件)	2,787	2,524	1,913	1,718	1,466	1,125	1,201	1,246	1,053	1,072
検挙人員(人)	303	336	302	251	203	202	173	149	106	131
検 挙 率 (%)	70.3	67.5	63.4	69.0	69.2	55.6	71.1	67.2	65.5	66.2

(4) 犯罪被害者等支援

決算額

4,918千円

① 精神的被害の回復への支援

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、臨床心理士資格を有する部内カウンセラーを積極的に活用してカウンセリングを実施するとともに、精神科医や民間のカウンセラーとの連携を図るなど、精神的被害を軽減するための支援を推進した。

・ 部内カウンセラーによるカウンセリング実施状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数(回)	17	11	36	80	73	113	204	221	279	277

② スーパーバイザー制度の運用開始

カウンセリング等の支援活動に従事する職員の代理受傷防止及び継続中の支援活動に対する助言及び指導を受けるため、臨床心理学等に関する高度な知識及び技術を有する部外の専門家をスーパーバイザーに委嘱し、部内カウンセラーが4回の助言及び指導を受けるなど、適切な支援活動を行うための体制を強化した。

③ 広報啓発活動

犯罪被害者等支援の重要性について、広く県民に理解を求めため、平成20年度から推進中の「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」に継続して取り組む中において、群馬県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体とし

- て指定を受けている「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」と連携し、
- ・あらゆる機会を活用した広報啓発活動の実施（被害者支援講演会等における被害者遺族等及び警察職員による講演49回、リーフレット等の配布及び各種広報媒体を活用した活動520回）
  - ・中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催（被害者遺族等による講演会及び警察職員による講話等52回）
  - ・大学生を対象とした被害者支援に係る講義と社会参加活動の促進（警察職員による講義4回、被害者支援広報ボランティア活動2回）等の広報啓発活動を推進した。

(5) 組織・来日外国人犯罪対策

決算額 30,801千円

六代目山口組分裂に伴う対立抗争等の暴力団による犯罪や組織的な銃器・薬物の密売、深刻化する特殊詐欺等匿名性の高い知能犯罪、来日外国人による犯罪等の予防検挙対策を強力に推進した。

① 暴力団構成員等検挙状況

令和元年中、暴力団構成員等に対する取締りを推進し、350人（前年比△14人）を検挙した。

主な検挙

- ・指定暴力団六代目山口組傘下組員による銃刀法違反事件
- ・暴力団構成員等検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総 検 挙 人 員（人）	438	463	430	447	444	427	438	400	364	350
刑 法 犯 検 挙 人 員	290	296	291	291	316	289	279	288	233	244
特 別 法 犯 検 挙 人 員	148	167	139	156	128	138	159	112	131	106

② 来日外国人犯罪検挙状況

令和元年中、来日外国人犯罪の取締りを推進し、437人（前年比+69人）の来日外国人を検挙した。

主な検挙

- ・ベトナム人による携帯補償サービスを悪用した詐欺事件
- ・ベトナム人による他人名義の在留カード行使事件
- ・来日外国人犯罪検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総 検 挙 人 員（人）	305	252	238	237	297	315	256	338	368	437
刑 法 犯 検 挙 人 員	208	177	168	164	224	235	159	200	181	211
特 別 法 犯 検 挙 人 員	97	75	70	73	73	80	97	138	187	226

③ 薬物事犯検挙状況

令和元年中の薬物事犯の検挙人員は209人（前年比△25人）であり、薬物法令別では、覚醒剤事犯が最も多い167人（前年比△23人）と全体の約8割を占め、次いで、大麻事犯が40人（前年比+2人）となっている。

・薬物事犯検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
検挙人員（人）	251	277	241	254	261	244	250	210	234	209
覚せい剤取締法	224	250	221	209	187	205	204	176	190	167
大麻取締法	23	18	13	21	28	26	32	28	38	40
麻薬及び向精神薬取締法	4	9	7	24	44	13	14	5	6	2
あへん法					2			1		

④ 危険ドラッグ対策

令和元年中の危険ドラッグ関連事件は検挙者はなかった。

危険ドラッグ販売店舗に対する取締りや県等の関係機関と連携した対策を推進した結果、平成26年11月までに県内全店舗を閉鎖に追い込み、さらに、平成27年6月1日には、「群馬県薬物濫用の防止に関する条例」が施行となり、薬物乱用防止機運が高まった。

⑤ 銃器押収状況

令和元年中の拳銃押収丁数3丁（前年比±0丁）と前年と同数で、暴力団構成員等からの押収丁数は2丁（前年比+1丁）と増加した。

・銃器押収状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
押収数（丁）	9	12	4	10	7	8	1	11	3	3
うち暴力団	4	3		1	2	2	1	5	1	2

⑥ 特殊詐欺等匿名性の高い組織的知能犯罪対策

特殊詐欺については、キャッシュカードをすり替えて盗む手口（キャッシュカード詐欺盗）が増加傾向にあり、令和元年中の認知件数は、263件（前年比+26件）であった。

検挙件数は、149件（前年比+28件）で、検挙人員は、48人（前年比△8人）であった。

特殊詐欺の取締りに加え、これらを助長する犯罪として、転売目的の口座開設・携帯電話契約などに対する取締りを推進した。

・特殊詐欺の認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
認 知 件 数（件）	115	81	89	161	261	194	222	253	237	263
振込め詐欺	115	78	56	128	238	169	211	253	209	166
振込め詐欺以外		3	33	33	23	25	11		3	1
キャッシュカード詐欺盗									25	96
検 挙 件 数（件）	101	29	92	45	61	130	114	107	121	149
振込め詐欺	101	29	88	36	39	99	102	104	115	108
振込め詐欺以外			4	9	22	31	12	3	1	1
キャッシュカード詐欺盗									5	40
検 挙 人 員（人）	9	10	19	31	41	71	47	48	56	48
振込め詐欺	9	10	14	22	26	54	46	47	53	40
振込め詐欺以外			5	9	15	17	1	1	2	2
キャッシュカード詐欺盗									1	6

※振り込め詐欺以外の特殊詐欺に関する統計は平成23年から開始

キャッシュカード詐欺盗に関する統計は、平成30年から開始



⑦ 準暴力団対策

準暴力団は、特殊詐欺や窃盗を中心に多岐にわたる犯罪に関与し、不法な資金獲得活動によって蓄えた資金の一部を暴力団に上納し、暴力団とのつながりを強めている状況がうかがわれることから、関係各部門との情報共有に努め、「事件検挙を通じた実態把握」と「実態把握に基づく事件検挙」のサイクルを確立し、組織の解明、弱体化及び壊滅に向けた取組を推進した。

(6) 公益財団法人群馬県暴力追放推進センターへの活動支援 決算額 4,300千円

社会から暴力を追放し、「安全な暮らしの実現」を推進するため、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対し、積極的に各種情報を提供するとともに活動を支援した。

なお、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターの活動は以下のとおり。

① 普及・広報活動の推進

- ・暴力追放広報啓発資料の作成・配布
- ・新聞、ラジオ等のメディアを活用した広報啓発活動の推進
- ・「令和元年全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」の共催

② 相談・支援活動の推進

- ・暴力団員による不当な行為に関する相談への対応

区分(年度)	H27	H28	H29	H30	R1
相談受理件数(件)	296	189	169	216	156

- ・少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- ・各地域の暴力追放協議会や団体との情報交換や暴排講演の実施
- ・専門知識を有する警察OBによる相談、弁護士による無料相談所(毎月第2木曜日)の開設
- ・警察、弁護士会との共催による民事介入暴力相談所(無料)の開設(高崎、伊勢崎、渋川、太田の4市で開設)
- ・暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動

③ 調査・資料収集活動の推進

- ・全国の暴力追放機関との情報交換
- ・群馬弁護士会との連携
- ・行政機関相談窓口等との連携

④ 表彰

- ・暴力団追放功労者・功労団体に対する表彰
- ・暴力追放ポスター・標語コンクールの実施と表彰

⑤ 普及・育成活動の推進

- ・少年指導委員を対象とした研修会の実施
- ・不当要求防止責任者講習の実施

区分(年度)	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数(回)	28	31	30	31	29
受講人員(人)	1,600	1,375	1,520	1,457	1,354

(7) 犯罪抑止総合対策

決算額 32,698千円

「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」の指針の下、「県民生活の安全を確保するための取組の推進」を活動重点に掲げ、各業務を推進した。

① 犯罪抑止対策の推進

「犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動」と「安全・安心なまちづくり」を両輪とした諸対策を推進した。

名 称	実施期間
県民防犯運動	6/11～6/20
全国地域安全運動	10/11～10/20
年末特別警戒	12/11～12/31
県民防犯の日	毎月16日

② 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ・高齢者に対する広報啓発及び訪問指導
- ・NO！詐欺コールセンター事業を通じた一般家庭に対する注意喚起
- ・金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者等による声かけの強化
- ・群馬県振り込め詐欺等根絶協議会等、関係機関・団体との連携強化
- ・特殊詐欺電話対策装置貸出事業の実施

(8) サイバー犯罪対策の推進

決算額 9,084千円

サイバー空間の脅威から県民を守るため、犯罪捜査に加え、官民一体となった被害防止対策、高度化するサイバー犯罪に的確に対応するため組織基盤の強化を推進した。

① サイバー犯罪の相談件数・検挙件数

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
相 談 件 数 (件)	1,969	2,131	1,926	1,977	2,219
検 挙 件 数 (件)	148	187	162	196	176

② SNS等に起因する事件の検挙件数・被害児童数

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
検 挙 件 数 (件)	28	45	30	33	31
被 害 児 童 数 (人)	25	42	28	29	22

③ 情報モラル講習会の実施回数・受講者数

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
実 施 回 数 (回)	207	210	761	1,046	1,084
受 講 者 数 (人)	39,084	39,011	152,124	190,503	168,242

(9) 来日外国人共生対策の推進

決算額 573千円

- ・民間通訳人等帯同による特別巡回連絡を通じた意見要望の把握や安全情報の提供を実施
- ・スポーツ大会を通じた来日外国人交流事業の実施

(10) 公益財団法人群馬県防犯協会への活動支援

決算額 3,400千円

- ・県民防犯運動、全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会の実施
- ・第10回群馬県警察少年柔道剣道大会の共催（令和元年11月17日、参加193人）
- ・幼稚園・保育園児を対象とした防犯・交通教室の開催（12回）

- ・新聞、テレビ、FMラジオ等を活用した広報啓発活動
- ・防犯ボランティア団体、個人に対する表彰(防犯功労団体：7団体、防犯功労者：53人)

### (11) 子供・女性の安全対策

子供・女性の安全を確保するため、声かけ事案等に対する早期検挙、指導・警告等の先制予防的な活動に加え、防犯ボランティア等と連携し、登下校時間帯の警戒活動、見守り活動等を推進した。

#### ① 声かけ事案の情報件数・指導警告件数、検挙件数

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
情報件数(件)	1,009	819	822	698	710
指導・警告件数(件)	128	115	135	142	158
検挙件数(件)	138	127	116	101	95

#### ② 女性防犯教室等の実施回数、受講者数

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
実施回数(回)	92	76	74	112	60
受講者数(人)	14,397	13,188	11,826	14,732	6,549

### (12) ストーカー・配偶者からの暴力事案対策の推進

決算額

86千円

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案については、事態が急展開して重大事件へ発展するおそれがあることから、被害者の保護を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を徹底した。

#### ① ストーカー事案対策の推進

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数(件)	408	356	326	283	213
警告件数(件)	96	98	80	53	46
禁止命令件数(件)	7	8	10	31	20
援助件数(件)	244	239	213	208	150
検挙件数(件)	72	72	50	49	41

#### ② 配偶者からの暴力事案対策の推進

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数(件)	991	914	881	789	860
援助件数(件)	476	347	361	286	308
検挙件数(件)	529	491	416	393	398

### (13) 少年非行防止活動等の推進

決算額

5,846千円

少年犯罪の検挙・補導活動を強化するとともに、学校や教育委員会、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携し、少年の非行防止・健全育成活動を推進した。

#### ① 少年の検挙・補導人員

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
刑法犯少年(人)	512	316	314	301	283
触法少年(刑法犯)(人)	138	85	87	93	56
不良行為少年(人)	10,621	6,079	4,369	3,319	2,358

② 福祉犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
検 挙 件 数 (件)	155	150	134	118	94
検 挙 人 員 (人)	159	140	128	112	86
被 害 少 年 数 (人)	136	117	114	96	90

③ 居場所づくり活動

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
実 施 回 数 (回)	18	19	21	15	15
参 加 少 年 数 (人)	241	245	224	163	151

④ 少年相談

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
相 談 件 数 (件)	471	318	339	347	266

⑤ 第10回群馬県警察少年柔道剣道大会の共催（令和元年11月17日、参加者193人）

(14) 交通安全対策の推進

決算額

10,059千円

① 交通事故発生状況

「交通安全県・群馬」の確立を目指し、関係機関・団体と連携して諸対策を強力に推進した結果、交通人身事故の発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも減少し、死者数は統計史上最少の61人であった。

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
発生件数(件)	15,229	13,574	12,745	13,087	11,831
死者数(人)	68	62	67	64	61
負傷者数(人)	19,490	17,279	16,236	16,727	14,845

② 交通安全運動の推進

交通安全に関する知識の普及、交通安全意識の高揚、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、自治体、関係機関・団体等と連携し、年間を通じて四季の交通安全運動を始めとする交通安全活動を推進した。

区 分	実施期間	事 業 内 容
新入学時期の交通事故防止運動	4/8～ 4/14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要綱・ポスター・チラシ等広報啓発資料の作成、配布</li> <li>・電光掲示板、新聞、テレビラジオ等を活用した広報活動</li> <li>・各種交通安全教育の推進</li> <li>・関係機関・団体と連携した街頭指導の実施</li> </ul>
春の全国交通安全運動	5/11～ 5/20	
夏の県民交通安全運動	7/11～ 7/20	
秋の全国交通安全運動	9/21～ 9/30	
冬の県民交通安全運動	12/1～12/10	
自転車のマナーアップ運動	毎月15日、5月は強化期間	
県民交通安全日	毎月1日	
高齢者交通安全日	毎月25日	

③ 交通安全教育の実施

交通企画課交通安全教育隊が中心となって関係機関・団体と連携し、幼児から高齢者に至るまで、腹話術、寸劇等を取り入れた「参加・体験・実践型の交通安全教育」を実施した。

区 分	実 施 回 数	実 施 人 員
幼稚(保育)園児	512回	33,372人
小 学 生	1,043	165,151
中 学 生	93	24,569
高 校 生	115	34,793
大 学 生 等	36	5,095
一 般	743	59,376
高 齢 者	510	27,110
合 計	3,052	349,466
対 前 年 比	△285	△39,455

(注) 交通安全教育隊と警察署の実施した回数と人数を計上

・交通安全教育隊の活動状況

区 分	親・保護者	小学生	中学生	高校生	大学その他学生	高齢者	その他	合計
実施回数	164回	102	3	10	12	163	93	547
実施人員	12,590人	4,725	108	2,739	2,287	10,883	8,843	42,175

④ 交通安全学習館を活用した交通安全教育

各種交通安全イベントを実施するとともに、横断体験シミュレータを活用するなど、「参加・体験・実践型の交通安全教育」を実施した(令和元年中来館者数9,864人)。

⑤ 高齢者交通事故防止対策の推進

ア 高齢歩行者対策

(ア) 反射材着用促進活動

パトカーや事故処理車に反射材を備え、薄暮、夜間及び早朝に反射材を着用せずに散歩している高齢者に対して、交通事故防止を指導しながら直接貼付する取組を展開した。

(イ) 75歳以上の高齢者に対する交通安全教育の推進

年齢が高くなるにつれて交通安全教育を受講する機会が少なくなる75歳以上の高齢者に対して、交通安全協会女性部、民生委員等と連携し、個別訪問して、直接交通安全教育を実施した(令和元年中個別訪問者数70,763人)。

イ 高齢運転者対策

(ア) 高齢運転者及びその家族への必要な措置

運転に不安を感じている高齢運転者及びその家族に対して、安全運転相談ダイヤル(＃8080)を周知するとともに、運転免許証自主返納アドバイザーを活用した高齢者目線の運転免許証自主返納促進活動を実施した(令和元年中高齢者の運転免許証自主返納件数8,655件)。

(イ) 安全運転サポートカーの普及啓発を図る講習会の開催

運転を継続する高齢運転者に対して、自動ブレーキや誤発進防止機能等の先進技術を搭載した安全運転サポートカーへの乗り換えを推奨するため、関係機関・団体と連携しながら、高齢者を対象とした参加・体験型の講習会を開催した。

⑥ 自転車交通事故防止対策の推進

ア 自転車のマナーアップ運動の推進

毎月15日を「自転車マナーアップデー」、5月を「自転車のマナーアップ運動強化期間」と指定し、街頭指導や啓発活動等を推進した。

イ 自転車の道路交通法違反警告書を活用した指導警告活動の強化

自転車利用者による交通違反に対しては、自転車の道路交通法違反警告書を活用して積極的な指導警告を実施した（令和元年中指導警告件数70,650件）。

ウ スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教育の推進

県交通政策課、交通関係団体等と連携し、危険な自転車走行に伴う交通事故の実演により、生徒に危険性を擬似体験させるスケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教育を実施した（令和元年中18回：高校18校）。

⑦ 交通人身事故分析資料の発行

年間における交通人身事故の発生状況や特徴等を集計した「平成30年交通年鑑」及び「令和元年群馬の交通事故統計」を発行し、警察署を始め市町村・関係機関等に提供した（発行時期 交通年鑑は毎年12月頃、群馬の交通事故統計は毎年4月）。

(15) 交通安全施設の整備及び維持管理

決算額 2,060,801千円

道路における交通の安全と円滑を図り、県民にとって良好な交通環境を実現するため、信号機の新設・改良を行い、実態に即した交通規制を行うとともに、老朽化した交通安全施設の更新整備等の事業を推進した。

① 信号機の新設

新設道路や学校周辺の通学路の安全対策等として、地元住民等から要望のあった箇所の中から設置効果等が高い箇所を選定し、9か所新設した。

② 信号機改良

歩行者の安全確保として信号機の歩車分離化3基の整備を行ったほか、矢印灯器を設置する多現示化3基を行うなど、適正な交通流の確保を図った。

また、災害発生時の対策として電源付加装置（リチウムイオンバッテリー）の整備を6基行った。

③ 老朽化等更新整備

過去に整備した交通安全施設が大量更新時期に直面していることから、計画的な更新整備を推進している。

・信号柱の更新

老朽化した信号柱は、倒壊、傾斜等のおそれがあることから、老朽化信号柱等191本を更新した。

・信号制御機の更新

経年劣化した信号制御機は、故障によって安全で円滑な交通流の障害となる可能性が高まることから、199基を更新した。

・信号灯器の更新（LED化）

経年劣化した信号灯器は、腐食による落下や漏電の可能性が高まることから、視認性が高く、省電力で長寿命なLED信号灯器に575灯を更新した。

④ 必要性の低下した交通安全施設の撤去

・信号機の撤去

道路整備や周辺環境の変化によって、必要性が低下した信号機は、円滑な交通流を阻害したり、信号無視などの交通違反を助長するおそれがあることから、14基を撤去した。

・大型標識の撤去

建替え、移設等の工事を行う際、大型標識の必要性について検討し、可能な限り

路側標識で対応していることから、29本を撤去した。

・路側標識の撤去

道路環境等の変化等により交通量が減少する等、必要性の低下した規制を廃止したり、線規制での標識を間引く等削減を図り、204本を撤去した。

⑤ 主な事業状況

区 分	事業量	事業費	備 考
交通管制	センター 1式	100,100千円	・交通管制センター下位装置の更新 ・情報収集装置2基の更新
	端末装置 2基	14,801	
信号機	新設 9基	40,358	・プログラム多段式5基、半感応式1基、押ボタン式3基 ・多現示化3基、歩車分離化3基、視覚障害者用付加装置4基、信号機電源付加装置6基、感知器更新4基
	改良 20基	50,953	
老朽化等 更新整備	信号柱 191本	125,823	・老朽柱等191本  ・老朽制御機199基  ・LED化等 車両用471灯、歩行者用104灯
	制御機 199基	265,701	
	灯器 575灯	115,912	
道路標識	路側式 2,243本	276,847	・新設369本 ・更新1,157本 ・緊急補修717本
道路標示	新設 ・ 塗替	364,754	・横断歩道260.7km ・実線（はみ出し禁止等）59.1km ・図示（文字記号）2,628か所
ケーブル地中化	8か所	44,268	・前橋、高崎、沼田、吾妻
撤 去	信号機 14基 標識 233本	12,613	・信号機 前橋、高崎、伊勢崎、太田ほか ・大型標識 29本 ・路側標識204本
維持管理		648,671	・電気料、保守委託費 ほか
計		2,060,801	

(16) 交通指導取締り及び交通事故事件捜査の推進

決算額 141,143千円

① 交通指導取締りの強化

ア 交通事故に直結する無免許、飲酒、著しい速度超過等悪質・危険性の高い違反の取締りはもとより、交通事故実態を分析し、かつ、地域住民の取締り要望を勘案した上で、事故多発路線を中心とした交通事故抑止につながる効果的な指導取締りを推進し、交通秩序の確立と安全で快適な交通環境の実現に努めた。

イ 飲酒運転周辺者による「車両提供罪」、「酒類提供罪」、「車両同乗罪」の周辺三

罪の取締りを強化し、飲酒運転による事故防止を図った。

また、無免許周辺者による「車両提供罪」「車両同乗罪」の周辺二罪の取締りを強化し、無免許運転による事故防止を図った。

ウ 違法駐車が多い地域に駐車監視員による活動を展開させ、放置駐車車両の指導取締り（指導警告件数2,711件、標章取付件数3,065件）を強化し、良好な駐車秩序の確立に努めた。

・交通違反取締り状況

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
無 免 許 (件)	439	314	367	421	422
飲 酒 (件)	426	467	549	584	509
速 度 (件)	22,175	12,314	11,015	12,086	10,324
携 帯 電 話 (件)	21,176	22,387	24,015	23,468	17,832
信 号 (件)	11,316	10,105	7,677	7,426	5,848
駐 停 車 (件)	1,056	900	989	932	685
整 備 不 良 (件)	888	735	747	674	686
シ ー ト ベ ル ト (件)	11,687	9,501	12,302	9,967	8,014
そ の 他 (件)	35,530	31,940	26,062	30,505	30,888
合 計 (件)	104,693	88,663	83,723	86,063	75,208

② 暴走族取締りの強化

暴走族総合対策を円滑かつ効果的に推進するため、本部暴走族対策係及び各警察署が連携して、「群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例」の効果的運用及び暴走族に対する取締りの強化を図った。

暴走行為に対しては、採証用オートストロボ装置等暴走族取締り用装備資機材の効果的な運用を図り、集団暴走行為の検挙に向けた対策を実施した。

主な検挙

- ・平成31年1月27日夜、桐生市内における暴走行為 2台3人（逮捕3人）
- ・平成31年1月28日午後、桐生市内における暴走行為 2台4人（逮捕3人）

主な対策

- ・週末深夜及び夏祭り開催時における暴走族警戒
- ・旧車會の集団走行警戒

③ 交通事故事件捜査の徹底と被害者支援の推進

死亡、重体等の重大事故やひき逃げ事件の捜査に当たっては、ステレオカメラ、デジタル画像測量システム等の科学的装備資機材を活用し、初動捜査の段階から周到綿密な現場鑑識活動を徹底して、事件事故の究明を図った。

また、遺族・被害者に対しては、事故概要や捜査状況についての被害者連絡を実施するとともに、各種相談活動を通じて被害者等の心情に配慮した被害者支援を推進した。

・交通事故発生状況

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
人 身 事 故 (件)	15,229	13,574	12,745	13,087	11,831
物 件 事 故 (件)	45,040	44,532	43,226	40,662	40,876



・ひき逃げ事件発生検挙状況 (( )内は死亡事故件数)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
発生件数(件)	87(2)	81(4)	102(1)	130(4)	139(0)
検挙件数(件)	64(2)	57(4)	65(1)	79(4)	72(0)
検 挙 率(%)	73.6	70.4	63.7	60.8	51.8

(17) 警察用航空機の活動

昭和63年4月発隊した航空隊は、警察用航空機「あかぎ」号を保有して、ヘリコプターの高速性能等を活かした運用に努めている。

また、「あかぎ」号には、ヘリコプターテレビシステム（デジタルハイビジョンカメラ）が装備され、災害発生時や事件・事故発生時における情報収集や捜査活動等への活用を図っている。

航空隊は、「空からの捜査・捜索活動」を使命としており、発足以来の総飛行時間は12,573時間20分、総飛行回数は11,479回となっている。このうち、救難・救助活動には1,620回出動し、300人の尊い命を救助するなど、県民の期待に応えるための活動を展開している。

① 警察用航空機の業務別活動状況（令和元年中）

区 分	特 別 活 動				警ら等	
活動区分	緊急配備	初動活動	救難救助	試験飛行等	警ら訓練	小 計
回数(回)	8	15	76	5	154	258
時間(時分)	6:25	7:25	80:10	4:15	155:05	253:20

区 分	警 察 業 務 の 支 援 活 動 等								
活動区分	警 務	刑 事	生 安	警 備	交 通	応 援 派 遣	行 政 支 援	小 計	合 計
回数(回)	2	14	25	17	1	7	6	72	330
時間(時分)	2:35	16:00	24:55	19:25	1:00	10:45	4:10	78:50	332:10

② 主な救難・救助活動等（令和元年中14件14人救助）

- ・下仁田町地内の御堂山に2人で登山中に滑落、負傷した女性を妙義山警備隊と連携して救助（平成31年2月23日）
- ・尾瀬、至仏山において滑落負傷した男性の捜索に出動し発見、谷川岳警備隊員と連携して救助（平成31年4月28日）
- ・妙義山において滑落負傷した男性を地上から要救助者に接触した妙義山警備隊員と連携して救助（令和元年5月2日）
- ・谷川岳天神尾根において、負傷した小学生を谷川岳警備隊員と連携し捜索、発見し救助した（令和元年8月2日）
- ・谷川岳を下山中に転倒し負傷し自力下山できなくなった男性を谷川岳警備隊員と連携し捜索、発見し救助（令和元年10月9日）

③ 主な犯罪捜査活動（令和元年中2件3人検挙）

- ・前橋東署管内で発生した監禁事案に出動し、被疑車両を発見、追跡し、捜査員と連携して被疑者2人を確保、前橋東署に任意同行後に通常逮捕（令和元年5月15日）
- ・上記事案で保護された被害者が平成30年12月に桐生署管内で発生した窃盗事件の指名手配被疑者と判明したことから通常逮捕（令和元年5月15日）

④ 警衛警備

- ・皇太子御一家長野県奥志賀高原御静養に伴う北陸新幹線御通過警衛警備（平成31年3月25日、29日）

- ・上皇・上皇后両陛下草津町等行幸啓に伴う警衛警備（令和元年8月27日）
- ・天皇皇后両陛下新潟県行幸啓に伴う上越新幹線警衛警備（令和元年9月17日）
- ・秋篠宮皇嗣殿下、群馬県お成り警衛警備（令和元年10月2日）

⑤ その他

- ・浅間山小噴火に伴う噴火状況調査（令和元年8月8日、26日）
- ・台風19号による本県内被害調査（令和元年10月13日）
- ・台風19号による被災地の情報収集、行方不明者の捜索のため福島県へ応援派遣（令和元年10月17日～21日）

(18) 山岳遭難対策の推進

決算額

2,007千円

① 山岳遭難の発生状況

令和元年中における群馬県内の山岳遭難発生状況は、発生件数81件（前年比△51件）、遭難者90人（前年比△63人）であり、うち死者は10人（前年比△6人）であった。

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
発生件数(件)	120	77	104	132	81
死 者(人)	11	13	9	16	10
不 明(人)	1	1	2	1	
重 傷(人)	45	25	36	44	26
軽 傷(人)	38	30	27	43	25
無 事(人)	47	18	44	49	29
遭難者計(人)	142	87	118	153	90

② 谷川連峰における発生と救助活動状況

谷川連峰では、令和元年中、20件（前年比△6件）の山岳遭難が発生した。

この20件の遭難に、沼田警察署に設置の谷川岳警備隊が出動し、警察用航空機と連携した迅速な救助活動により、20人を救助した。

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
発生件数(件)	19	18	17	26	20
出動件数(件)	19	18	17	26	20
収 容(人)	1	2	1	1	2
救 助(人)	19	17	16	29	20
遭難者計(人)	20	19	17	30	22

③ その他山岳における発生と救助活動状況

谷川連峰以外の山岳における山岳遭難は、令和元年中、61件（前年比△45件）発生し、富岡警察署に設置の妙義山警備隊や関係警察署員が警察用航空機とともに出動し、60人（前年比△52人）を救助、8遺体を収容した。

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
発生件数(件)	101	59	87	106	61
出動件数(件)	101	59	87	106	61
収 容(人)	11	6	2	11	8
救 助(人)	110	61	97	112	60
遭難者計(人)	121	67	99	123	68

#### ④ 山岳遭難防止対策

健康志向を背景に中高年登山者の増加に伴い、県内のあらゆる山岳を始め、尾瀬ヶ原等の比較的なだらかな山岳においても遭難が多発している現状から、安全登山の指導と遭難者救助のため、山岳地帯を管轄する警察署を中心に山岳遭難防止に向けた各種広報活動、関係機関・団体と連携した登山道や危険箇所の点検・整備を実施したほか、遭難事案発生時における救出・救助活動のための訓練や装備資機材の点検整備、警察用航空機や消防等の関係機関と連携した合同訓練を実施している。

また、万が一の遭難に備えるとともに、計画的な登山を推奨するため、パソコンや携帯電話からも登山計画書の提出が可能な県の電子申請システムの利用など、登山計画書の提出について、広く積極的な呼びかけを行っている。

